

# 世羅町避難の呼びかけ体制構築・実践支援 事業費補助金使ってみませんか？

声を掛け合  
い避難を！



※広島県補助金事業を財源としているため、予算の都合上補助組織数に限りがあります。（交付対象は申請組織順とします。）

避難のきっかけとなる『避難の呼びかけ体制構築・実践』に取り組む組織に対し、活動費等を補助します。

対象：世羅町から認定を受けた自主防災組織

補助金額：初年度：最大10万円 2年目以降：最大2万5千円

※2年目以降も補助が可能となりました。

補助の交付回数：各年度1組織1回限り

ねらいはこれ！



自主防災組織による住民への声掛けの仕組みづくりなどを支援します。

地域の防災活動がより活発に行われるようになることを目指している補助金です。

※実績報告時に避難の呼びかけ体制を構築したことを明らかにする「避難の呼びかけ体制づくり報告書等」の提出が必要です。

例えば、こんな活動の経費が対象です。

※対象事業及び対象経費は裏面参照



▲地域の危険箇所点検



▲防災マップづくり



▲避難や情報伝達の訓練

地域で防災意識を高めるための講演会の講師代や、事務用品、訓練に必要な資機材など様々な経費が対象です。

申請の流れは？

世羅町自主防災組織防災活動事業助成金申請要領と同様です。

詳細は、世羅町総務課生活安全係にご相談ください。

自主防災組織  
の皆さん

1 申請書の提出    2 補助金交付決定    3 実績報告  
4 補助金交付確定    5 補助金交付請求    6 補助金支払い

世羅町  
総務課

留意事項



申請を希望される組織は、初年度のみ世羅町自主防災組織防災活動事業助成金（従来の活動補助金）と世羅町避難の呼びかけ体制構築・実践支援事業費補助金（本事業）の併用ができませんので、どちらか選択して申請してください。※2年目以降は併用可能です。

お問合せ先：世羅町 総務課 生活安全係 ☎(0847)22-1111

## 補助対象事業及び対象経費（県要綱別表第3）

取組内容		取組目的及び対象経費	補助対象事業	
			初年度のみ	2年目以降
体制構築	1 防災講演会・研修会	自主防災組織が、地域で起こりうる災害や避難情報等(警戒レベル)を学ぶとともに、避難及び避難の呼びかけの重要性を理解するための取組とその実施に要する経費	○	対象外
	2 災害図上訓練(DIG)・まちあるき等	自主防災組織が、地域で災害発生が想定される箇所や避難場所・避難経路を確認し、避難の呼びかけ体制づくりに向けて、地域で想定される災害への対応方法等について検討するための取組とその実施に要する経費	○	対象外
	3 呼びかけ体制づくりワークショップ	自主防災組織が、避難の呼びかけルールについて検討・意見交換・意見集約を行い、避難の呼びかけ体制をつくるための取組及びその実施に要する経費	○	対象外
実践	4 避難訓練・情報伝達訓練	自主防災組織が、避難の呼びかけ体制を実践確認するために実施する避難訓練・情報伝達訓練(避難訓練・情報伝達訓練と同時に実施するその他の訓練・イベントを含む。)とその実施に要する経費(避難所環境の向上に資する経費を含む。)	○	○ 【必須】
	5 訓練振り返りワークショップ	自主防災組織が、実施した避難訓練等の検証を行い、避難の呼びかけ体制の改善を図るための取組とその実施に要する経費	○	○ 【必須】
構築・実践共通	6 構築した体制の住民への周知とマイ・タイムライン等の地域普及に係る取組 (上記取組と併せて行う場合も含む。)	構築した体制を住民へ周知し、併せて個人の避難行動計画(マイ・タイムラインや地域防災タイムライン等)を普及する取組(両者の取組を別々に行う場合も含む。)とその実施に要する経費	○ 【必須】	○ 【必須】

※ 「6 マイ・タイムライン等の地域普及に係る取組」については、体制構築(初年度)と実践(2年目以降)のいずれにおいても、必須の取組とする。

※ 初年度については、1～5の取組の内、1つ以上及び「6 マイ・タイムライン等の地域普及に係る取組」を実施するものとする。

### 対象経費区分

No.	区分	対象経費
1	消耗品費	テキスト、事務用品、防災活動に必要な防災資機材、備蓄物資等の購入費
2	通信費	切手など
3	使用料	会場使用料等
4	講師謝礼	訓練・研修会等の講師への謝礼及び交通費
5	印刷製本費	訓練・研修会等の案内や資料の印刷など
6	食糧費	非常食、食材、飲料水など(炊出し訓練に限る)
7	燃料費	燃料代
8	その他	活動上必要なものと町長が認めるもの